

神奈川県老人保健施設協会看護部会会則

(名称)

第1条 本会は神奈川県老人保健施設協会看護部会と称する。

(事務局)

第2条 本会は事務局を部会長の所属する施設に置く。

(目的)

第3条 本会は県内施設相互の連携を密にし、看護の質の向上を目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 各施設の看護部職員の交流・研鑽の場とする。
- (2) 看護部職員教育、研修の企画・運営に関すること。
- (3) 関係機関との連絡情報に関すること。
- (4) その他、本会の目的達成に相当と認められた事項。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 書記長 1名
- (4) 書記次長 1名
- (5) 会計 1名
- (6) 会計補佐 1名
- (7) 執行委員 2名
- (8) 会計監査 1名

(役員を選任)

第6条 役員は会員の中から選出する。

- (1) 役員を選任は選挙管理規定より実施する。
- (2) 年度末の役員会で次年度役員を決める。

(役員職務)

第7条 本会役員職務は次の通りとする。

- (1) 会長は本会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長が事故ある時はその職務を代行する。
- (3) 書記長は会務を運営し、文書・記録を司る。
- (4) 書記次長は書記長を補佐し、書記長不在時はその職務を代行する。
- (5) 会計は会の会計を司る。
- (6) 会計補佐は会計を補佐し、会計不在時はその職務を代行する。
- (7) 執行委員は本会全体の円滑な運営を図るために会長・副会長を補佐する。

(役員任期)

第8条 本会役員の任期は次の通りとする。

- (1) 役員の任期は2年とする。但し再任はさまたげない。
- (2) 役員が任期中事故ある時や辞任したときは代行を選任し、期間は残任期間とする。

(総会)

第9条 本会の定期総会は年1回開催し、必要に応じて臨時総会を開催する。

- (1) 総会は会長が招集する。
- (2) 総会の議長は会員の中から選出する。
- (3) 総会は会員の過半数の出席をもって成立するものとする。
但し、所定の委任状をもって出席にかえることができる。
- (4) 決議は出席会員の過半数で決し、可否同数のときは議長がこれを決する。
- (5) 総会の招集は10日以前にその会議に付すべき事項・日時・場所を記載して通知しなければならない。

(会の開催)

第10条 本会の開催は次の通りとする。

- (1) 原則年7回の開催とする。(内研修2回含む)
- (2) 部会の内容については初年度役員会において、年間計画案・年間予算案を立案し、総会で承認を得る。

(決議事項)

第11条 総会の決議事項は次の通りとする。

- (1) 活動計画及び報告
- (2) 会計予算及び決算承認
- (3) 会則の改定
- (4) 役員の選任
- (5) その他、必要と認められた事項

(経費)

第12条 本会の経費は協会部会費で充当する。

但し、状況により自己負担を生じる場合もある。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は次の通りとする。

- (1) 毎年4月1日より3月31日までとする。
- (2) 残金は次年度に繰り越す。
- (3) 会計はその収支を明らかにし、証拠書類とともに5年間保管しなければならない。
- (4) 会計報告は協会規定の様式を使用し、神奈川県老人保健施設協会事務局に提出し、承認を得なければならない。

(召集)

- 第14条 会長は定期看護部会開催の召集をする。
会議の事項・日時・場所を明記して各施設に通知する。
(施設長・看護責任者宛)

(記録)

- 第15条 本会の議事録は会長が保存する。
(ブロック運営)

- 第16条 ブロック会は神奈川県老人保健施設協会看護部会の附属機関とする。
- (1) ブロック会は、横浜南部、横浜北部、横浜西部、県央、県北、湘南、川崎、三浦・横須賀・鎌倉、県西(西湘・足柄)の9ブロックで構成する。
 - (2) 各ブロックは自主運営とする。
 - (3) 各ブロックは1名のブロック長を定める。
 - (4) ブロック編成は、施設数が増加した場合、ブロックの円滑な運営を図るため、総会の承認を経て再編成を行う。

(活動報告)

- 第17条 協会事務局に提出する書類に関しては、次の通りとする。
- (1) 活動計画書及び報告は、所定の書類にて提出する。
 - (2) 会計予算書及び決算書は、所定の書類にて提出する。
 - (3) 協会の定めた研修及びその他認められた事項に関する経費、資料等は提出する。

附帯事項

役員選挙管理規定

- 第1項 (1) 役員選出は原則として各ブロックで選出を行う。
- 第2項 (1) 役員任期満了時再任しない場合は各ブロック会において役員を推薦し、ブロック長は年度末に会長へ報告する。
- (2) 新役員は年度末役員会までに、各ブロックの推薦を受ける。但し、推薦の場合は本人の同意を必要とする。

(推薦人数)

- 第3項 (1) 横浜南部、横浜北部、県央、県西(足柄・湘南)、県北、川崎、西湘、横浜西部、三浦・横須賀・鎌倉は各1名を推薦するものとする。

(自薦の場合)

- 第4項 (1) 自薦の場合は各ブロック長に年度末役員会までに、本人が申し入れる。

(役員の決定)

- 第5項 (1) 各役員の職務は役員会で決定し、初年度総会で承認を得る。

この会則は、平成21年5月29日より施行する。

- * 平成7年3月末に一部改定
- * 平成8年6月に一部改定
- * 平成9年3月末に一部改定
- * 平成14年3月末に一部改定
- * 平成15年5月に一部改定
- * 平成18年3月に一部改定
- * 平成19年4月1日改定
- * 平成21年5月29日改定